

第351回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成27年1月27日（火）午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス
（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、生越委員、米村委員、武良委員、
祇園委員、景山委員、遠藤委員
鳥取県：早瀬水産振興室長、清家漁業調整担当係長、森田漁業調整担当係長
渡辺漁業振興担当係長、前田漁業経営担当係長
事務局：宮永次長、太田書記
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - （1）鳥取県の海洋生物資源の保存と管理の計画について（諮問）
 - （2）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）
 - （3）第24回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）
 - （4）沿岸漁業における太平洋クロマグロの資源管理の方向性について（報告）
 - （5）次期フロンティア漁場整備事業の計画について（報告）
 - （6）第7次栽培漁業基本計画の策定状況について（報告）
 - （7）浜の活力再生プランについて（報告）
 - （8）その他

6 議事の経過及び結果

定刻となり、宮永事務次長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、米村委員、武良委員が指名され、議事に入った。

議事1 鳥取県の海洋生物資源の保存と管理の計画について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された〕

太田書記が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕説明が終わりました。委員の皆さん方からのご質問、ご質疑をお願いします。
〔景山委員〕よろしいでしょうか。

〔田口会長〕 はい。どうぞ。

〔景山委員〕 T A Cと言っているけどな。ここに、山旋の専務がおられるけど、調整保管とかはどうなってるのか、県の仕組みは。

〔太田書記〕 その漁獲したものを。

〔景山委員〕 そう。調整保管とか、いろいろ。今まで莫大に儲けた人もおるからな。

〔太田書記〕 基本的には、調整保管にしても、陸揚げしますよね。陸揚げした段階で水揚げという形になるので、基本的には、水揚げ量として国に報告しているのではないかと思います。

〔景山委員〕 それでな、報告しているわけでな、調整保管するとな、ある程度。山旋とか、そういうコースで行くようなことも。山旋も、ある程度、国から貰っているからな。それを知らないのか。

〔太田書記〕 すみません、把握はしておりません。

〔景山委員〕 専務もここにおるけどな。

〔米村委員〕 T A Cと調整保管っていうのは、その関連というのが私も、組合長の質問が分からないのですけれども。

〔宮永次長〕 実際、その調整保管に関しては、国の補助金か何かがあるっていうのは事実ですよ。

〔米村委員〕 それはいただいています。

〔宮永次長〕 ただ、T A Cとは関係ない制度だというふうに思います。

〔米村委員〕 T A Cとは関係ないと思います。

〔景山委員〕 いや、その調整保管というのが、分からないのだ。T A Cがあつて、調整保管があつて。そこでその調整保管の作用が、貰っている。ねえ、専務。

〔米村委員〕 組合長、実はですね、この調整保管も、去年、今年あたり、ほとんど稼働してないです。最近、少し、サバが少し獲れたものですから、調整保管、水産庁からオッケーをもらっているのですけれども、ほとんど山旋としてのメリットはなくなってきています。

〔景山委員〕 メリットとかそういうものは、あんまり、誰にメリットはないからなあ。

〔米村委員〕 過去には、意義があつたのですよ、沢山獲れたから。今は、もう調整保管するほどの量がないのです。

〔景山委員〕 それでも、T A Cで行くと、T A C以上で獲ったものを調整保管するのでは。勉強しとけえ。

〔太田書記〕 いや、制度上は、おそらくそれはないはずだというふうには、と思います。調整保管にしても、そのどこかに保管する前に、それは漁獲量として、当然計上するので。

〔景山委員〕 浜値が安いけな、調整保管する方が、採算が良いのだな。何十円でもな。良いはずだ。沢山儲けている会社がある。

〔太田書記〕 すみません。そこは把握していませんでした。

〔景山委員〕 大体お前たちも覚えておかないけな。調整委員さんは、そういうことも頭に入れおかなければ、駄目だからな。だから、今日、質問した。

〔太田書記〕 すみません。勉強不足です。

〔景山委員〕勉強不足っていう事務局がどこにおるのだ。私たちにそこを説明してな、どうでしょうかっていうことを、委員さんに説明しなければいけないのでは。

〔太田書記〕はい。

〔景山委員〕今は、良い所は、みんな、儲けている、調整保管で。それは、加工協とか、そういう系列があって、多分な、全漁連とか、山旋とか、いろいろあって、ここに井本さんもおられるけど、儲けとるのだから。それで、山旋は現在続いているわけだ。

〔米村委員〕本当に、そのための調整保管、魚価支えするための山旋でございましたので、それはもう、昭和54年に組合ができて、当時もう19万トンも獲れてたですね。その間ずっと、ピーク時はもう70万トン近く、今はもう10万トン前後で、調整保管の意義がなくなってきた。ここで話していいのかわかりませんが、山旋もずっとここ数年赤字続きで、相田組合長が危機感をもって、何とか改革せんといけないという。その改革の1つが、新聞等で、皆さんご存じの市場、玄関口にある直売センター取得、という流れになってきている。

〔景山委員〕これは、今までな、良い思いしてなあ、まき網が。そこを今になってから、TACとか調整保管と。今な、調整保管が駄目なのは分かっている。

〔米村委員〕組合長、言われていることは分かりました。質問の意味が分かりました。

〔景山委員〕分かったかい。

〔米村委員〕分かりました。はい。その調整保管、いわゆるTACですから、これ以上獲ってはいけないと。

〔景山委員〕TACのだから関連性がある。

〔米村委員〕そうです。だから、そこに調整保管も、その流れの中で、調整保管の意義があるかっていう話。多分、組合長は知っておられるから。TACというもうこれ以上獲っちゃいかんという、そういう制度ができた以上、調整保管なんて意義がないのではないかと、という意味も含まれているのではないかと思うのですが、そういう意味ですか。

〔景山委員〕いや、違う。

〔米村委員〕ああ、違うのですか。

〔景山委員〕調整保管っていうのは、浜値が、仮に20円になら20円とすると、その物は、今度売る時には25円で売ればな、そしたらその5円が、その山旋の儲けだから。そこだ。そこをおまえたち知っておかなければいけない。そら、あなたらが、知っているかい、知っとるよな、いや、本当に。ここに、おられる委員さんは、知っとる人は、いないと思うよ。井本さんは、山旋におるから、知っとるだろう。米村さんも知っとるし。他の人間は知らないと思う。要は、まき網の魚が、10円になるだが、な。それで20円になり、そこを国が補助するのだからな。そういう制度がある。そこを調整委員では、1人も知っておられんけれども。ここに井本さんが知っておるしなあ。説明しないけど、あなたも。

〔井本委員〕そうですね。

〔景山委員〕来たのだからな、儲けたのなら儲けたって、あなたも山旋から出ているのだからな。

〔井本委員〕価格の点は、価格設定の面では確かにそうなのですけども、ただ漁獲量に

関しては、TACの範囲内ということになりますから。

〔景山委員〕いやここ、価格で儲けたのなら儲けたって言っとかないといけないのだから。

〔井本委員〕私もまだ1年少しなので、儲かっている所は見えないのですけれども。

〔景山委員〕あなたは後からか。後から入られたのだからな。米村さんも、大体仕組みは知っておるのだから。

〔米村委員〕水産振興協会時代から、山旋そのものの設立目的が調整保管ですから、よく知っています。結局、その調整保管が機能しなくなってきて、ずっと赤字が数年続いて、さっきの話になるのですけどね、もうこれ以上、話さなくても、組合長、直感力がするどいので、もうこれ以上お話ししなくていいでしょ。

〔景山委員〕あんまり責めとると良くないからな。いや、本当に、そういうことを、調整委員さんに知ってもらえると、1人も知った人はいないし。身内のほうも、まあ薄々は知っているようだけど、井本さんが言っただけど、井本さんその前に、かにかごにおられて、一年ほどにしかならないです。すいませんね。

〔井本委員〕いえいえ。

〔景山委員〕どうかこらえてね。以上です。そういうことが、調整保管もTACも大体関連があると思うからな。以上です。

〔田口会長〕いいですか。

〔景山委員〕はい。

〔田口会長〕他には。

〔景山委員〕会長さんの方はどう思っとる。

〔田口会長〕私も、調整保管なんて、初めて聞いた。

〔景山委員〕初めてのことだと思いますよ。

〔宮永次長〕なかなか国の制度ですので、その実態が、我々掴みづらいついていうのは。

〔景山委員〕大体、国の制度でも、あなたで勉強してな、調整委員さんに、こういうことを説明しなければいけない。その責任はあるぞ。

〔宮永次長〕はい、すみません。

〔景山委員〕国が、国がではなく、地方の水産行政を担う人は、知っておかなければいけない。

〔宮永次長〕はい、ありがとうございます。また、勉強しておきます。

〔景山委員〕遅いわい。

〔田口会長〕はい。それでは、質問がないようですから、このTACの関係については、諮問通り答申をすると、案通り、計画案通りに答申をするという形で、取り計らわせていただきたいと思います。

〔一同〕はい。

議事2 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

〔議案について報告した〕

太田書記が資料2に基づき説明した。

〔田口会長〕報告案件の説明が終わりました、1件目が。皆さん方のご質問等をいただきたいのですが、その前に、さっき事務局の方から説明があった中で、来年、鳥取が担当県ということもあったのですが、特に情報交換会というのがありまして、どこの会場でも、開催県の特産物と言うのですか、そういうふうなものが提供されるということがあります。お願いがあるのですが、特に漁業関係者の皆さん方、委員の皆さん方には、いろいろとこれから、ご協力を賜らんといけないことが、多々あるのではないかなというふうに思っておりますので、是非、ひとつ事務局の方から、お願いがあるかも分かりません。よろしく、その際には、ご協力をお願いしたいと、会長の方から、改めてお願いをしておきたいと思っております。ありませんか。はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕質問というか、自分もそう思うなという事なのですが、沿岸漁業と、沖合漁業の調整というのが、この会議で議題になったということで。自分も沿岸漁業の一人として、大体がそうだなと思つてることが。要は大型まき網船が、いっぱい獲ってしまっていないか、というような心配をするわけで。さっきのアジの話で、数年は、漁獲量は横ばいというような状態の数字だけど、自分が感じているのは、年々減ってきているし。そういうことに対して、大型がいっぱい獲ってというような思いから、資源が沿岸が少なくなるとしたら、大型のTACの制限も、もう少し厳しくしてほしいとか。大型の人には悪いけど、沿岸も一つ思うのは、こういう他県の人が提案しとるような思いもあるな、ということをも自分も要望して言うのですか。

〔太田書記〕そうですね、海区の調整委員会自体が本来的には知事許可漁業、沿岸漁業という所を管轄しているということで。他の県では、やはり以前に比べると、以前は多少沖底に対してとかもあったのですが、それがもう私も3年ほどブランクがあるのですが、大中型まき網に対する意見というのがかなり強くなった。その背景にあるのが、やはりマグロ問題というのがあるのですが、TAC制度については、次の議題にもなるのですが、例えば、ハマチとかマダイですね、こういったものにもTAC制度を導入してほしいという意見がかなり以前はあったのですが、それはどういう仕組みかって言うと、沿岸漁業というのは基本的に若干という配分になるのですが、マダイやハマチに、もしTACが設定されると、大型には多分数量配分がされるというような仕組みがあるので、そういうような要望というの、具体的には挙がっています。ただ、新しい魚種でTAC制度を導入するということまでは進んでいないというのが現状です。鳥取県は非常に難しい立場にあるというのが正直な所です。

〔米村委員〕ちょっとよろしいですか。私は、5トン前後の沿岸漁業者の息子でございます。関（美保関）出身なのですが、月に2～3回、関の漁師の方と話します。

関では、それこそ、組合長はご存知だと思うのですけれども、小松さんという方、もうだいぶ年になりました。その小松さんが、中学の時からこのかた 70 年近く沿岸漁業をやって来て、今のような環境は初めての経験だという。関で一番の漁師が、こういう言葉を出すっていうのは、中央で厳しいっていう議論をされているけど、それ以上に現場は厳しいのだというふうに、沿岸漁業の方を見ました。その厳しさを、どこかにぶつきたいのですね。その 1 つの方向が、まき網漁業が獲り過ぎじゃないかということに。どこにもぶつけようがないのが、今の実態。水産庁なども、とにかく地元の人が一番よく漁業実態を知っているのだから、計画を作って。魚を獲るだけでハイハイ言っている漁業者に、そういうことを求めだしてきているというのは、私は本当にこれから先ですね、沿岸漁業者、就く者がいるのだろうか、という危機感を本当に最近感じています。あまりそんなことを話してもいけませんけれども、まき網漁業だけの仕事をして 1 年半になります。過去、境港、大中型まき網、10 を超えるまき網漁業、今や、鳥取では、共和水産の 3 ヶ統だけになりました。魚を獲って、沿岸漁業の皆さんからは思われるのですが、たくさん獲れば、まき網漁業、儲かるのかということなのですね。儲けていれば、共和さんだけしか残らないということにはならなかったのです。まだ、沿岸漁業者さんの方が残っていると思います。資源管理ということが、厳しくなっている。まき網漁業、私は、資源管理については優等生じゃないかなと思っているのです。ただ、それは、手前みそなことだと、沿岸漁業者の皆さんは思われるかもしれませんが、本当に国の資源管理、きちんと守ってやっております。沿岸漁業者の方の気持ちは、本当に分かります。ただ、境港だけのことを申しますと、境港でまき網漁業が、もし、1 ヶ統でも減る、ということになりますと、これはもう陸上の流通加工に、もろに影響を受けます。これは組合長は、境の方ですから、良くご存じでございまして、私ども、組合長に理解していただいていると思っております、大変ありがたいと思っておるのですけれども。本当に地域貢献の具合から見ますと、まき網漁業を超える漁業がないのではないかと考えています。水産業と地域の活性化に、大きく貢献をしている。流通加工のことも地域全体のことでも理解していただいて、まき網漁業も、決して沿岸漁業は何を言っているのだ、ということは全くございませぬので、沿岸漁業者の方の言われることは、良く解っています。ただ、まき網漁業についても、沿岸漁業の方の皆さんに聞いていただければなというふうに。組合長、少し長くなりましてすみません。

[景山委員] はい。我慢も限度があつてね、米村専務。大型さんはね、それはもう水産庁の支援でやっておられるけど、隠岐の島の 9 トン、19 トンはね、無茶なものだからな。発電機は、もう大型を炊いて、灯船も 3 杯って言われているけど、4 杯も 5 杯もやっておって、あれを規制しなければ、日本海が駄目になる、専務。

[米村委員] 本当に魚が減ってるのです。これは、現実です。想像以上に、それこそもう私などの小中学校の時はずいぶん、美保湾で、「健治、あそこ行って、おかず獲って来い」と言ったら、タコは獲れる、サザエは獲れる。

[景山委員] カワハギを何百トンも獲って、あんなことをやっていたら、もう全部、駄目になる。だから、やはり山旋が一番悪いのだから。頑張ってもらわなければ。19 トンが、山旋は主体だからな。〇〇丸なんて 10 億ある、1 杯が。2 杯で 20 億だろう。一

晩に、4回ぐらい網をやるだろう。それは、もうかなわないし。あれは、規制しなければ駄目だって。我が首を、我が絞めているのだから。隠岐の島周りで魚が追えず、鳥取県の赤碕沖まで出て来るのだからな。一晩に4回位網やるからな、それで10億だから、2杯で20億か。とてもとても、これがいつまで続くかと言うと、先の見通しは危ないわ。

[米村委員] ノルウェーに視察で行ったのが、何十年前です。一次産業を守ることは、無条件だという言葉が出たのですね。それは、案内してくれた人が、そういう言葉を出している。で、一次産業、漁業というのは、そもそも消費経済、自由経済の中で、勝手に譲るっていうことに限界がある。

[景山委員] それだから、専務。あなたも山旋の専務になったのだから、隠岐の島の、19トンはちょっとガツンとやって下さい。

[米村委員] やっぱり国が守るといふ部分が必要です。

[景山委員] そんな、これが全然やってないだけ、山旋も。儲け主義になってしまっ
ねえ、専務。

[米村委員] 分かります。

[景山委員] 分かるのか。

[米村委員] ええ、分かっています。

[景山委員] 言わなければいけない。4回だ、網4回、一晩に。設備はいい、もう灯船4杯も5杯も持っているだろ。ただ、次々に。あの人たちは、魚をおらんようにしてしま
まう。

[米村委員] 制度の問題、隠岐の船は決して違反してやっているわけじゃないのです。

[景山委員] 違反だ、発電機は。

[米村委員] 私もその違反ということまでは、分からないのですけどね。

[景山委員] いや、鳥取県も発電機の光力規制があるからね。あれは多分、違反だ。

[米村委員] あれ違反しているのですか。

[景山委員] 発電光力違反。

[米村委員] 光力違反ですか。

[景山委員] それと、灯船が3杯って決まっておるからな。それを4杯でやっている。

[祇園委員] 確かにね、例えば、県が資源管理の休漁日に設定している日に来るのですよ。

自分の家から、うちの専務と飲んでいて、日が暮れたら、ばあっと灯が出るから、10杯ぐらい。間近ですよ、目の前を見ていて。これから出ようと言って。もうすでにうちの組合員が、保安部と県のほうにも連絡を取っています。そういう状況です、景山さんが言われるように。休漁日に休んだのに、県内の全船が、資源管理のために。

[景山委員] 今日は事務局の一番大将が来とるだけ、山旋の。

[祇園委員] 本当にね、今、遠藤さんからの意見が出たのですけどね。5号海区でも、賀露からこっちのことですけど、まき刺網では、3月のサワラを獲ってからね、ゼロに等しいです。何も獲っていない。普通だったら、鯛網でね、獲るわけです、結構。タイも二艘曳きが、引っ張ってしまって、灘を。タイがないのです。反応がないです。あんだけ、来とったタイが。アジでも然りです。アジかタイなのですよ。それで一方、またハマチを獲ると、単価が下がってしまう。いるけど獲れない。ハマチも腹立って

今、もう、獲る人はおりません。

〔景山委員〕 そういう意見があるから、専務、十二分に聞いて、山旋の役員会に雰囲気話を話しててください。

〔米村委員〕 この海区漁業調整委員会で議論された内容は、当然これオープンにされていくわけですから。違反はいけませんから、法令順守、コンプライアンス、これはもう一番の根幹になる話ですから。これはもう当然、堂々と鳥取県側から、確実に言っていただけると。私が言う云々の問題じゃない。これは、コンプライアンスの問題ですから。ただ、私は沿岸と沖合の違いはあるものの、同じ海で、まき網漁業も、死にものぐるいで経営している。沿岸漁業の皆さんは、死にものぐるいで生計をたてている。同じそういう理解の中でね、理解し合いながら、喧嘩しちゃいけません。理解し合いながらやっていると、これはやっぱり一番基本じゃないか、共存共栄ですよ。

〔景山委員〕 はい、いいですよ。鳥取県は、担い手とかいろいろ後継者が出ておりますけど、隣の県には、新船なんて1つも造る者はいないのですよね。まあ、米村さんもご存じのように、美保関なんか、もう昔は本当にここに、ようそれぐらいいるってくらいだったけれども、もう今は少ないものだものね。本当に、沿岸漁業で、飯食っていかれないです。後継者がほんの2～3人しかいないです。大変、沿岸は困っておりますので。まき網を憎むわけではないのだけど、まき網も漁業努力で4回もやっているのだけど、やっぱりその所の折り合いを付けて、これからはそういうことで、長い意味で。

〔米村委員〕 そうですね。

〔景山委員〕 それでもう、漁師そのものが、いなくなるのです。

〔米村委員〕 いやあ、そのとおりです。

〔遠藤委員〕 お互いが飯を食っていかなければいけないのだし。必死だし。まあ分かるのだけど。やっぱり県の人にもその違反とか、なんとかこの取締まりは、これからもこれまで以上にきちんとしてもらいたいし。その調整や何かもね、本当に困るとるっていう。大型の人も困っているでしょうし。自分らは、現役の漁師ですから、赤碕の組合長が言われたように、最近は全然いけないです。それが、大型に即繋がるわけではないけど。何かねという思いを、意見させてもらったようなことです。

〔祇園委員〕 ですから、調整じゃなくて、違反操業を止めてくれということなのですよ。そこを許可が出た区域でやられるほうはね、これはやっぱりお互いがね、やるわけですから、この議題の内訳としても、沿岸漁業と大中まき網の調整について、調整というより違反操業は止めてくれと言いたいですよ。

〔遠藤委員〕 はい。

〔田口会長〕 はい。他にはありませんか。日本海ブロックでも、沖合と沿岸のこの問題はもう、喧々諤々あったのですが、この委員会でも、やはり交えたという議論が、出たわけであり。本当にやはりあるのでしょうか、どこも問題があるのだらうと思いません。事務局の方も、この鳥取海区のこういう現状というものをつぶさに聞いていただいて、さっき赤碕さんがおっしゃったように、調整も調整ですけれども、違反操業というものを、最初にしないように、お互いに、そこから話し合いが始まるのだというように、ひとつ考えながら事務を行っていただきたいなというように思います。

これは報告として受けたということにさせていただきたいと思います。

議事3 第24回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

〔議案について報告した〕

太田書記が資料3に基づき説明した。

〔田口会長〕 報告終わりました。質疑ありませんか。ないようですから、この第3案件の報告事項は報告を受けたということにしたいと思います。

議事4 沿岸漁業における太平洋クロマグロの資源管理の方向性について（報告）

〔議案について報告した〕

水産課森田係長が資料4に基づき説明した。

〔田口会長〕 説明が終わりました。質疑を受けます。ないようですから、沿岸漁業における太平洋のクロマグロの資源管理の方向性、この案件は報告を受けたということによろしいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい。ありがとうございます。では、そのようにいたします。

議事5 次期フロンティア漁場整備事業の計画について（報告）

〔議案について報告した〕

水産課渡辺係長が資料5に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい。説明が終わりました。質疑をお願いします。

〔遠藤委員〕 いいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 ここの魚礁ですね。利用できる漁船っていうのは全漁船、この魚礁を利用する。

〔渡辺係長〕 漁場の中のですか。沖合底びきの関係者の中では、この沈めた所のエリアの1マイルは禁漁ですか、操業できないというような、自主規制を設けております。

〔遠藤委員〕 沖合底びきは、その周辺は禁漁で、例えば一本釣りと言うのですか。沿岸漁業に近くなるのだな。そこらの。

〔太田書記〕協定は基本的に沖底と島根のかにかご組合で。その中での操業とか、あるいは周辺海域で操業しないというような協定が結ばれております。一本釣りとか、そういったものに関して特段何かそのような協定などでの縛りはないのですが。ただ、水深が200メートルとか、250メートルで、実際、釣りしてどうなのか、私も分からないのですが。

〔遠藤委員〕深さのことは分かったのだけど、やれるかやれないかっていうことは、明記しておかないと。

〔景山委員〕やれるわいな、そりゃ魚釣り。かけ網もやれる、許可証があれば。鳥取県沖合はやられる。

〔遠藤委員〕かけ網もね。その可能か不可能かは別にして、操業が。魚礁を利用出来るということとで理解して良いですか。

〔太田書記〕今のところ、その法令とか協定上は、例えば、刺網はいけません、ということはない。それは、ただ現状として、漁業がないので、あくまでそういう所を想定してないという所もあるのですが。

〔景山委員〕だけどな、250メートルでも刺網はやれるからな。

〔太田書記〕底刺網ですか。

〔景山委員〕そう底刺網、鳥取県沖合だからな。

〔遠藤委員〕かかったものが、松葉がにだったら違反になるのでしょうか。

〔太田書記〕特に、漁期外であれば。はい。それは。

〔景山委員〕違反だ、違反。

〔遠藤委員〕獲ったものがカレイ類だったら良いですね。

〔早瀬室長〕松葉がには他の所の法律で規制されています。

〔景山委員〕松葉がにはいけない。けど、カレイとか、そういうものは、良いと思います。

〔遠藤委員〕ただ、かかってしまった。

〔景山委員〕それは、かかってしまっても。

〔遠藤委員〕操業はしてもええですか。

〔太田書記〕例えが良いのか悪いのか分からないのですが、宇宙に行って、こういうことしちゃいけませんと、宇宙にいけない段階で何かそういう法令作らないのと同じで、今そこで、沿岸の人が刺網をするということを想定してないので、そういうようなことで。もしそのような実態が発生すれば、そこはいろいろな関係者と協議して、場合によってはそれを法令などにしていくという手続き。

〔景山委員〕今はやれる。

〔遠藤委員〕今はしてないけど、非常に、厳しい状況でね。

〔景山委員〕何が。

〔遠藤委員〕魚が。それは、もっと広い所を求めて行く人は、いなくもないです。

〔景山委員〕それは漁業努力が足らんだ。韓国船にやらせるものなら、喜んでやる。そこまでまだ、遠藤さん、危機感がないのだな。刺網で行かれる範囲は、鳥取県沖合はやれるのだから。漁具の長さとか、そういうものもあるけど。やれないとは書いてないから。それが出来ないなら、最初から魚礁も反対している。やれる条件で、同意して

いるのだから。本当だよ。そこを最初から制止するものなら、誰も反対する。

[遠藤委員] かかった魚が、松葉がにが違反なだけ。

[太田書記] それはもう大臣のその省令とかで。

[景山委員] そこは違反だ。

[宮永次長] はい。そうです。

[景山委員] 綺麗に外して放流しなければいけない。1匹でも持って戻ったら手錠をかけられる。

[遠藤委員] 何かの話し合い、会合の時に言って欲しいよな、みんなに。

[太田書記] ああ。その浜の。

[遠藤委員] ええ。そういう漁礁が出来たということについて、そういう質問が出るかどうかは分からないけど。

[景山委員] 大体、去年、向こうも説明して、中にうるさい者もいるから、納得してもらって。まあ、小型底びきは、引っ張れない所だけだな。引っ張れない所なので、そこはまあ関係ないことだし。

[武良委員] 刺網だったら、あまり時間をかけず、すぐに揚げても、ものすごくかかるのです。韓国とかは、カニを獲るために、網をやるでしょ。ああいう方式で、中の方からだあつと揚げてみれば。

[遠藤委員] 最初から、カニがなかったら良いのだけど、難しいな。

[景山委員] いけん。違反なので出来ない、最初から。

[武良委員] やっちゃあいけんって言っている。

[景山委員] 法律がないだけ、それは。最初からな、ここは刺網も、魚釣りもさせないというなら、誰だってそんなものはいらんと言う。底びきの海ではないのだから。遠藤さん、あなたの海でもあるわけだ、ねえ。

[太田書記] まあ、はい。

[景山委員] まあ、はいじゃない。本当だ。

[生越委員] 底びきの海ではないのだけど、遠藤さんの言い分については、景山組合長が言われるように、網は張れる。網を張った時に何がかかるのか。まず、ズワイガニだろうと。ズワイガニは、厳しい規制がかかっているのに、それを引っ張り上げて、1匹ずつ逃がして、本当に生きとるか。そういうことが起きうるし。それから、アカガレイ。これは、TAC、TACと言っているが、今はTAEで、保護しようという。今、鳥取県でも20cm以下は獲らないということで、やっている所です。それでは、何を獲るかとなると、獲る物がないだろうと。獲る物がないのに、規制かかるとるものに網を張るのか。他に獲る物はないわ。

[景山委員] そんな理屈はない。アカガレイでも刺網で獲れるのだから。底びきで獲れて、刺網で獲れないことはないのだから。だって、小さいのは逃がすなら、大きい目を使えばいいのだから。底びきは小さい物が入るのだからな。刺網はそういう、漁具だから。そんなものを、底びきばかりが、アカガレイを獲らせるわけにはならないで。

[生越委員] 獲らせるわけではないけれども、ズワイガニという規制があるものだから。

[景山委員] それは、最初から駄目と言ってあるし。それを獲ったら、きれいに外してやれよと。それで商売ならやれるだろ。

[生越委員] それができるかってことだ。

[景山委員] そこまで考えるの、無駄だよ。やれるのだから、やれる。なあ、遠藤くん。

[遠藤委員] 大体、出来るものかなという。沿岸の人は。距離的には出られるけど。アカイカは、この辺が最中だからね。

[景山委員] 遠藤くん。間違ってもカニを獲ったらいけんぞ。

[遠藤委員] 松葉がには獲られないのだから。

[武良委員] 問題はね、刺網で何か獲るという場合に、その他の魚種についてはね、規制がかかっていると。それを目的に網を張ったというのと、他の物を獲るために、網を張ったというので、ついでにそれがかかったという時は、別に違反にはならないから。

[景山委員] いや、かかっても、それはきれいに外して、放流しなければいけない。

[武良委員] うん。いやいや、それは心得としてね、それはしなければいけない。自分の所でかかったものは、まあ、どっか船の中へ持って戻って。

[景山委員] 獲ってしまったら、それは返さなければいけない。

[遠藤委員] だけど、武良さん、あるでしょう。これで漁礁を利用しても良いということになると。希望者はおるぞ。

[景山委員] だってな、遠藤くんよ。アカガレイは、底びきの魚ばかりではないのだから、刺網でも獲れるのだから。今、生越さんは、底びきと言いましたけどな、小さいのは、底びきにも入るし。

[武良委員] 入る、いつも。あなたの所が調査してな、網の時に、混獲という場合が、何があったかというのを見るだけのことだ。目的はこれだけでも。

[景山委員] いいわ。先に進め。

[田口会長] 遠藤委員、よろしいですか。

[景山委員] はい。良いです。

[遠藤委員] 冗談じゃないけど、あれ、本当にね。何かの時に話をしに来て。

[景山委員] いいから、先、進めえ。

[太田書記] 浜のほうに、呼んでいただければ、はい。

[田口会長] はい。他にありませんか。

[景山委員] はい。

[田口会長] はい。じゃあ、ないようですから、第5案件の報告は、報告を受けたということで取り扱いをします。

議事 6 第7次栽培漁業基本計画の策定状況について（報告）

〔議案について報告した〕

水産課渡辺係長が資料6に基づき説明した。

[田口会長] はい。報告が終わりました。質疑ありますか。

[米村委員] 教えてください。サザエなどは大きさによって獲ってはいけない大きさ。バ

イはどうでしょう。バイも、資源管理的な措置をとっていますか。

〔渡辺係長〕バイも資源回復計画を立てておりました。殻長が3センチ未満は再放流。

〔米村委員〕3センチ。

〔渡辺係長〕はい。それから操業できる期間というのを3月から9月に定めております。

〔田口会長〕はい、他にはありませんか。これ、5次ですか。いつからあったでしょう、スタートは。

〔渡辺係長〕スタートがですね。

〔田口会長〕56年以降、5年ごとって書いてあるから、計算すれば分かるだろうけど。

〔渡辺係長〕56年以降ですから、はい。

〔田口会長〕今回は、いつからなるわけですか。

〔宮永次長〕平成27年度から31年度まで。

〔田口会長〕27年度から平成31年度。他にありませんか。なければこのような形で報告ということで取り扱わせていただきます。

議事7 浜の活力再生プランについて（報告）

〔議案について報告した〕

水産課前田係長が資料7に基づき説明した。

〔景山委員〕いろいろ地域によって、やっておられるけどな。やっぱり、ここに挙げておかなければ、いざする時に、国の補助を受けられないということもあるのだけど、やっぱり費用対効果を考えて、県のほうも指導してもらわなければ、なんぼ作るばかり作ったって、失敗のもとだからな、本当に。組合がやったって失敗だからな。費用対効果を、十分指導してやらなければ、このような物を書いたって。まあ、境は、箱物とかは絶対作らないと言わしてもらったのだけど。だけど、費用対効果をしておかなければ、うちも鳥取県漁協も、9市町あって、そこであれもこれもとなると、たちまち、組合がパンクするようになるからな。それは、作ってあげなければいけないのだけど。漁師さんが10人おって何千万の物を買って、10年間なら10年間、5年間なら5年間、収穫が出来れば良いけど、全体でこんな負担が掛らんように、やっていかなければいけないし。これはくれぐれも言っているのだが。たちまち今、全部、境港におんぶに抱っこではなくして、やはり、そういう箱物は作らないということは、それなりに経営状態は良いからと言って、各集落、出来るだけこうやって、浜があって、そこも活性化しなければいけないのだからと言って、そこが大変難しい所で、県の方でも補助してもらっても、やっぱり地元負担というのは、切っても切れないもので。それは十二分にまた県の方も考えて、何でもかんでもという訳にはならないからね。まあ、わしの目が黒いうちはそういう考え。やっぱり費用対効果は考えなければ。後からそこがみんな、組合員に負荷がかかってくるようなこともいけないし。格好は良いが、最初は。格好は良いからと言って、それが他の組合員さんに負荷がかからな

いようなことをしているのだから。きちんと、目を黒くしておかなければいけないで。

[遠藤委員] 儲けとるのだから、ええがな。

[景山委員] 何も儲けとらせん。儲かっとならせんだけん。

[景山委員] 儲かせん。なにが、あんな漁で。

[祇園委員] まあ、遠藤さん、儲けとらんって、よう言いなるな。

[景山委員] 定置網なんていうものはね、ここに米村さんの所が島根県で駄目だっっていう。3年は儲かる。あとは駄目だから。全部駄目だから。ねえ、米村さん。

[祇園委員] あと、会長さん、いいですか。

[田口会長] はい、どうぞ。

[祇園委員] このメニューの中の、取組内容の中ですけどね、景山さん。境港は、漁業コスト削減ということで、今の省燃油活動の機関の載せ替えだとかね、そこも一応挙げとかれないと。挙げとられた方が、しなくてもね、良いのではないかなと思うのだけど、どうかな、その辺。

[前田係長] その辺は、入れます。

[景山委員] 入れます。

[祇園委員] 一応、入れておかないと、優先というか、あれはかなり良い。半額だから。

[景山委員] 入れると思いますよ。拡大解釈するなら、入るだろ。

[祇園委員] うん、入れとかないと、半額だから。

[景山委員] それは県のほうに。

[前田係長] いろいろお叱り受けるのですけれど、実は国の補助事業を受けようと思うと、このプランに入れ込んでおかないといけないということがございまして、それで、少し可能性があるものについては、実はプランの中にできるだけ入れ込むようにしております。

[祇園委員] 漁業共済と兼ね合いがあるか。

[前田係長] そういうことで、実は、本当にやるのかというのをよく言われるのですけれど、少し膨らんだようなプランになっているのは、実態としてはあります。省燃油活動につきましては、境港さんも当然、中に入れるように。

[景山委員] 心配しなくても。

[遠藤委員] 書いてないからなあ。まあ、明日言わなければならなくなるだろうから。

[景山委員] 拡大解釈して。

[太田書記] 補足すると、書いてあることを出来なくても、国からペナルティを受けないと、今の段階で言われているので、少しでも補助の受ける可能性のあるものは一応入れとくということで。いろんな支所で今、冷蔵庫を作られるプランが実際書かれているということで、組合長としてのお立場で、今意見されたと思うのですけど、当然、個別の何かハード整備をする時には、もっと詳細な解析をした上で、費用対効果を計算した上で事業を進めなければいけないと思います。実は、中部で23日に会議をした時にも、突っ込まれたのですけども、浜の活力再生プランは、こうやって所得が増えますって良いとこばかり計算して、じゃあ投資したらいくら費用がかかるかってところ、一切計算せずがいいとこ取りした計算をしていて、その部分でいろいろな突っ込みを受けたのですけども。これはあくまで夢を書くというところが主になってい

て、そういう所で、いろんなことを書いているということです。

〔景山委員〕いろいろこれからは、そういうことも加味して汗かかなければ、銭は儲からんし、補助金でやっても駄目だし、希望もないがな、鳥取県には。補助金戻したんは、うちだけだからな。1,700 万も戻したけんな。あれ、戻しただわ、会検に引っかかって。1,700 万円戻した。それで、もう自分のものなるが。それで月に 18 万だ。そのほうが儲かるわ。やっぱり考えて、組合が事業するのは良いけど、そういう補助金が入ったものは、人に貸せないし。そこの所は良く考えて。自慢じゃないけども、戻したのだぞ。だけど、あれが、儲かっとるわい。月に 18 万円、入ってくるのだからな、家賃が。という話もありますので、ひとつ補助金は、ただでくれないので、そこだけは十分気をつけてやってください。

〔田口会長〕はい、ありがとうございます。

〔景山委員〕そういうことでございますので、会長。

〔田口会長〕はい。じゃあ、この浜の活力再生プランの件については、そういうことで進んでいくということで、報告をいただきましたとここでございます。報告を受けたということで取扱います。

その他

〔太田書記〕すみません、事務連絡ということなのですが、まず今後の予定なのですが、実は当初、資源管理指針の変更が必要じゃないかということで 2 月に開催を考えていたのですが、これがちょっとまだ不透明なのですが、どうも必要なさそうなので、とりあえず、今年度は 3 月の中・下旬に 1 回を開催するというで一応予定を考えています。ただ、もしかしたら、緊急で諮問案件が発生した場合には、ちょっと 2 月にご無理を言うかもしれないのですが、そこはまた、個別にお話しさせていただきます。それが 1 点。それからもう 1 点はですね、全漁調連の功績委員の表彰ということで、このたび、祇園委員が 3 期目で、4 月で 10 年 7 カ月の在籍なれるということで、こちらは会長のほうから全漁調連のほうに推薦という形で、先日、提出させていただきましたので、皆様にご報告申し上げます。

〔田口会長〕 はい。おめでとうございます。

〔祇園委員〕 ありがとうございます。もう 10 年もなるのかな。もうそろそろ卒業しなければいけないのだから

〔太田書記〕 それから、これは意見をお伺いしたいなということになるのですが、4 月以降、また議事なのですが、いろんな他海区の事務局の方ともこの 1 年間いろいろお話をしながら、委員会を活性化させるために、どんなことをしてるかみたいな、視察とかですね、そういったことをやられてるような事例もあったのですが、諮問とか協議案件っていうのは極めて事務的のところも大きくて、今日も報告案件の方が、いろいろご意見が出たりするのですが。例えばなのですが、水産試験場の調査結果とか、そういったものもこの委員会の中に、特に皆さんが知って損はないような情報であれば、そういった報告案件に入れてみてはどうかと。これは試験的な意味もなのですが、その辺どうでしょうか。何かまたあれば、そういった少し新しい

議事も追加しようかと思っているのですけども。

〔田口会長〕 いや、いいじゃないですか。

〔太田書記〕 よろしいですか。試験調査とかもやっていますし、もちろん桁の調査はこちらで報告しますが、それ以外のものも、また追加してみたいと思いますので、委員会が活性化するようにいろいろ考えたいと思うので、よろしくお願いします。以上です。

〔田口会長〕 他には。はい、委員さんのほうはありませんか。

〔景山委員〕 いや、私が少し。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔景山委員〕 小底のな、ビームの試験はやっているのか。

〔太田書記〕 これは、ヒトデの案件がもう今一段落ついたので、3月中に1回試験をして、4月になったら美保湾の漁師さんも含めて、調査結果の発表会という形で開催したい。その辺はもう島根県のほうとも詰めておるので、あとは境支所さんにご協力いただいて、要請する方向で今、詰めているところです。

〔景山委員〕 新聞資料でも見ましたけど、ヒトデのな、結果報告も説明があればなど、思っていますけど、それがなければまた次の委員会で良いですけど、報告してもらったら。今日は時間が過ぎるから。

〔太田書記〕 はい。次回の報告案件に追加するようにします。

〔田口会長〕 他にはありませんか、委員の皆さん方のほうから。ないようでございますので、本日予定しておった議事並びに報告案件について、すべて終了いたします。これにて散会をしたいと思います。ありがとうございました。

平成26年10月24日

議長会長

署名委員

署名委員